

「(仮称)山口市まちづくり基本条例」のたたき台(Ver.2)の柱立て【第9回資料】

(資料4)

市民の権利・責務		協 働	
<p>(市民の役割)</p> <p>1 市民は、年齢に関係なく自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心をもつ、自らが出来ることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めることとする。</p> <p>2 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自らの意思によりまちづくりに参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決にむけ、協力し自ら行動する。</p> <p>3 市民は、地域社会の中で市民自治を担う一員として、公共の利益のために、同じ目的を掲げて活動する個人、団体組織との連携および情報交換に努め、お互いを尊重し活動する。</p>		<p>(協働の推進)</p> <p>1 市民と市、市民と市民は、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p>	
<p>(市民の権利)</p> <p>1 市民は、安心安全な生活環境を目指して、自らが関心がある地域の活動に参加、参画することができる。更に市政への意見提言の権利をもつ。</p> <p>2 全ての市民は生涯にわたって、平等に学ぶ権利がある。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報の提供を受ける権利を有するとともに、市の保有する情報について知る権利を有する。</p>		<p>(人材育成)</p> <p>1 【人づくり、人材発掘】</p>	
<p>(市民参画)</p> <p>16 (参画機会の保障)</p> <p>1 市は、市民が市政に容易に参画できるよう配慮しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の参画する権利を保障し、参画機会の確保に努めなければならない。</p>		<p>(協働主体の能力向上)</p> <p>1 【プランニング能力は必要】【団体の自主性、自立性を高める】</p>	
<p>17 (市政運営)</p> <p>1 市は、市政に市民の意思が適切に反映されるよう市民の参画を基本にした行政運営を行わなければならない。</p>		<p>(協働推進拠点（中間支援）の設置)</p> <p>1 市は、市内の各地域に（仮称）コミュニティ交流センターを設置する。センターは、市民活動やNPO活動、地域活動について理解しやすい情報発信に努めるとともに、活動の課題について解決のための支援全般を行う。</p> <p>2 コミュニティ交流センターは、コミュニティの自主性および自立性を尊重し、必要に応じて、拠点整備も含めて支援する。</p> <p>3 コミュニティ交流センターは、主体的に活動できる市民の育成のため、コーディネーター育成講座等を開催をきっかけとし、市民のリーダーシップを高め、活動支援のできるしくみをつくる。</p>	
<p>市の責務（役割）</p> <p>18 (行財政運営)</p> <p>1 市は、計画的、効率的かつ効果的で、成果志向を重視した健全財政運営をする。</p> <p>2 市は、投資効果について、市民に分かりやすく公表する。</p> <p>3 行政組織の構成・円滑化・適材適所</p>		<p>(地域コミュニティ)</p> <p>1 地域コミュニティにおける市民の役割</p> <p>2 市民は、まちづくりの重要な担い手となりうる地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。</p>	
<p>19 (市職員の人材育成、意識改革)</p> <p>1 市は、職員の意識・能力向上のための人材育成研修をする。</p> <p>2 職員は、相互の信頼関係の向上、能力向上のための自己研鑽</p>		<p>(協働を進めるための地域コミュニティの役割)</p> <p>1 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域の課題の解決に向けて、計画的に取組み、安心で安全な地域づくりに努める。</p> <p>2 地域コミュニティは、様々な団体と交流・連携してまちづくりを推進する。</p>	
<p>20 (説明責任)</p> <p>1 市は、総合計画の推進にかかる内容について、市民が理解し易く的確かつ速やかに公表開示を行うものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりに関する市民の意見、要望等に対して応答するよう努めるものとする。</p>		<p>(地域コミュニティへの支援)</p> <p>1 市は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、自主性、自立性を妨げない範囲で、地域コミュニティに対して、情報の提供、活動拠点の設置などの支援をすることができる。</p> <p>2 市は、市民の地域的活動における自立と組織強化及び役割運営のための適切な施策と指導を講ずるものとする。</p>	
<p>21 (個人情報の保護)</p> <p>1 市は、市民の権利及び利害が侵害されることのないよう、個人情報を保護しなければならない。</p>		<p>(市民活動)</p> <p>1 市民活動団体は、社会を担っている様々な主体を尊重し、連携、協力し合うことで力を発揮し、成果をあげる。</p> <p>2 目的意識を明白にし、常に自己評価に努める。</p> <p>3 積極的にまちづくりに参画し、自らが活動、行事の主体となって、自治体と協働するよう努める。</p> <p>4 市民団体は、積極的に行政のしくみを知り、内部の人材育成を行い、社会的責任を果たす組織づくりに努める。</p> <p>5 各市民団体の特性や、参加のきっかけとなる、分かりやすい情報を提供し、市民意識を醸成する。</p>	
<p>22 (情報公開)</p> <p>1 市は、まちづくり情報を正確かつ適正に収集し、速やかに公開できるように整理保存、管理しなければならない。</p> <p>2 【方法、範囲を規定】</p>		<p>(市民活動への支援)</p> <p>1 市は、公益的な活動をする市民団体に対しては、市民活動の促進を図るために支援、資金助成について配慮するものとする。</p>	
<p>評価・推進機関</p> <p>23 (山口市〇〇〇〇推進委員会)</p> <p>1 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、山口市〇〇〇〇推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>		<p>(市民活動団体を促進するための市の役割)</p> <p>1 社会を担っている様々な主体の特性を認識し、積極的に情報収集に努める。</p> <p>2 協働のまちづくりの中長期的ビジョンに基づき、それぞれの課内で協働を推進する体制づくりに努める。</p> <p>3 市長は、職員に対して市民活動に関する研修を行い、共通認識を持ってその活動の支援・促進に取り組む。</p> <p>4 各専門分野における職員の知識や技術を市民活動に提供できる環境を整える。</p> <p>5 協働を推進していくための市民会議を設置（市民を含めて）</p> <p>6 市民に対して、協働の事業の事例をプロセスから分かりやすく伝える。</p> <p>7 市民と一緒に、連携事業の評価</p>	
<p>24 (所掌事務)</p> <p>1 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。</p> <p>(1) この条例の適切な運用に関すること</p> <p>(2) この条例の見直しに関すること</p> <p>(3) その他市長が必要と認めること</p> <p>2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について調査、審議するものとする。</p> <p>(1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること</p> <p>(2) 市民参画推進の施策に関すること</p> <p>(3) 地域コミュニティ、市民活動の促進に係る施策に関すること</p> <p>(4) その他市長が必要と認めること</p>		<p>(企業からの支援)</p> <p>1 事業者は、市民活動を理解し、社会貢献に努める。</p>	
<p>25 (組織)</p> <p>1 委員会は、委員●●人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 地域コミュニティ関係者</p> <p>(3) 市民活動団体関係者</p> <p>(4) 事業者</p> <p>(5) 学識経験者</p> <p>(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p> <p>3 委員の任期は●年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		<p>(事業者)</p> <p>1 事業者は、地域社会の一員として、社会貢献や支援活動を行う。</p> <p>2 事業者は、まちづくり活動に参加、協力する。</p>	
<p>26 (条例の位置づけ)</p> <p>1 この条例は、まちづくりの基本原則であり、市は、他の条例、規則等を定める場合においては、この条例で定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p>		<p>(高等教育機関)</p> <p>1 高等教育機関は、知的資源をまちづくりに活かす。</p>	
<p>27 (条例の見直し)</p> <p>1 市は、この条例の施行から●年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを行うものとする。</p>		<p>(条例の位置づけ及び見直し)</p>	

* 上記のほかに、前文規定、総則規定（目的、定義、基本理念）、委任規定があります。